

(別紙)

海外の旅行予約サイトを活用した外国人観光客向け 宿泊商品造成・販売促進業務委託 企画提案仕様書

1 業務名

海外の旅行予約サイトを活用した外国人観光客向け宿泊商品造成・販売促進業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

3 目的

千葉県への訪日旅行の促進と消費拡大に向けて、外国人観光客が多く利用する海外の旅行予約サイトの商品内容の磨き上げを図るとともに、掲載・販売されている県内の宿泊商品の認知度向上や販売促進につなげる事業を実施する。

4 定義

この事業における海外の旅行予約サイトとは、海外で多く利用されている旅行系の予約サイトのうち、主にホテル・旅館等の宿泊商品を中心に外国人観光客向けに掲載・販売する、海外のオンライン旅行代理店等が運営するウェブサイト及びスマートフォン用のアプリ等をいう。

5 委託業務内容

幅広く利用されている海外の旅行予約サイト^{※1}を2つ以上活用^{※2}し、以下の(1)から(3)までの業務を行うこととする。

なお、活用を予定する海外の旅行予約サイトについては、当該ウェブサイトの利用会員数^{※3}や月間訪問者数^{※3}、掲載商品数^{※4}等の数値とともに、訪日旅行者の獲得手段として有効である理由や、商品掲載に際しての契約条件^{※5}等も含めて企画提案書に記載すること。

※1 海外の消費者が国内の宿泊商品(専ら宿やホテル等の宿泊プランを内容とした商品)をサイト上から直接予約できるウェブサイトとする。

※2 提案する予約サイトは、消費者からの認知度の高い市場(国・地域)が互いに異なり、かつ、サイト同士が同一のグループに属さない2サイト以上とすることが望ましい。なお、ここで言う同一グループとは、同一の事業者が運営する予約サイトである場合や、予約サイトの運営事業者が互いに営業上または事業上、緊密な関係(例として、親会社と子会社、関連会社等の関係)にある場合をいう。

- ※3 市場（国・地域）別の内訳も可能な限り記載すること。
- ※4 カテゴリー別の商品内訳も可能な限り記載すること。
- ※5 販売手数料等の金額や商品掲載基準、掲載までの流れ等も可能な限り記載すること。

(1) 出張セミナー及び個別相談会等

県内5か所（九十九里・南房総地域）で各開催エリアの宿泊事業者等を対象とした出張セミナー及び個別相談会等を行う。

① 開催時期

原則、令和6年8月下旬から9月までの期間で開催することとし、具体的な開催日時については、契約締結後に県と協議の上、決定することとする。

② 所要時間

出張セミナーの講演時間は、1回あたり1時間程度を目安とする。また、セミナー後の個別相談会等は1時間から1時間半程度を見込むものとし、⑥に記載した録画映像の投影時間も含めて、全体で3時間程度とする。

③ 講演内容

外国人観光客向けに商品内容を磨き上げ、海外の旅行予約サイト等に掲載・販売していく上でのポイントや、活用する海外の旅行予約サイトの特徴や契約・費用等に関する情報を含むものとし、これから海外の旅行予約サイトの活用を検討する参加者に対しても、分かりやすい内容とすること。

なお、具体的な講演内容等については、予定している講師の情報と併せて企画提案書に記載すること。

④ 個別相談会等

セミナー終了後、会場内において引き続き参加者との個別相談会等を実施すること。個別相談会等の内容や実施方法は、提案（ワークショップ方式等の他の実施方法の提案も可）によるものとし、より多くの宿泊事業者等の参画に結びつく内容とすること。

⑤ 業務範囲及び費用等

出張セミナー及び個別相談会等の会場確保（備品等を含む）、参加者との連絡調整（募集^{*}、申込受付等を含む）、付随業務（配布資料準備、事前及び事後のアンケートの実施等）を業務内容に含むものとする。

また、会場等の使用料や講師へ支払う謝金・交通費等、本業務の実施に伴う費用は、全て業務委託料に含まれるものとする。

※ 県から市町村及び市町村観光協会等に対して開催案内を別途行うが、募集チラシ等の作成等は受託者が行うこと。

⑥ その他

出張セミナー及び個別相談会等の当日は、県職員1名が出席する予定であるが、参加者や会場側との連絡調整を含め、当日の運営は基本的に受託者

が全て行うこと。

なお、受託者が講演を行う前に、県が海外の旅行予約サイトの基礎知識等を内容とした45分間程度の録画映像を投影する予定である。

(2) 販売促進のための広告業務

①県内宿泊商品を掲載するウェブページの公開

旅行予約サイト内に掲載されている県内宿泊商品の販売を促進するため、活用する海外の予約サイト内に宿泊商品の一覧を掲載したウェブページ（以下、「特集ページ」という。）を設けること。

特集ページは、スマートフォンでの利用も想定したレイアウトとし、掲載内容は県内宿泊商品の他、広告実施時期に合わせた本県の観光の魅力が伝わる内容とし、県が提供するPR動画（YouTube上に公開）の活用を検討すること。

また、予約サイトの利用者がより詳細な本県の観光情報を知ることができるように、特集ページから千葉県公式観光ウェブサイト（Visit Chiba）への誘導を図ること。

具体的な特集ページの構成については、提案によることとする。

②特集ページへの誘導広告

予約サイトのトップページ等に設けた広告バナーからのリンクや、予約サイトの利用会員等に配信するSNS等により、特集ページの閲覧数を高める工夫をすること。

また、広告の実施期間については、対象市場（国・地域）の訪日旅行需要の高まる時期等を考慮すること。

具体的な広告バナーやSNS配信等の実施方法は、提案によることとし、提案内容に活用する広告の種類と実施期間、広告の種類ごとに期待される効果（インプレッション数（広告の表示回数）やリーチ数（ユニークユーザー数）、広告のクリック数（誘導広告から特集ページへの流入数）等）等についても可能な限り記載すること。

③その他

特集ページ及び広告は、提案のあった海外の宿泊予約サイトのいずれも実施することが望まれるが、困難な場合、少なくとも1サイトは実施することとし、実施できないサイトについては、代替案を提示すること。

(3) その他の業務全般に関わる業務

①問い合わせ対応

宿泊事業者等から問い合わせがあった際には、迅速かつ丁寧に対応すること。また、内容に応じて県に対応内容等を報告すること。

②進捗管理

企画提案書に業務実施スケジュールを記載し、業務の進捗を適切に管理すること。

進捗に遅れが見られる場合は、速やかに県に報告すること。

③定例報告会の開催

定例報告会を開催し、定期的に業務の進捗状況等を県に報告すること。

定例報告会の形式は、オンライン・オフラインを問わない。

また、県が求めた場合、速やかに進捗状況等がわかるレポートを作成し、提出すること。

6 経費

本業務の実施に要するすべての経費は、業務委託料に含まれるものとする。

なお、業務委託料の上限は、16,994,450円（消費税及び地方消費税込み）である。

7 その他の留意事項

- (1) 各事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- (3) 県との連絡調整等を密に行うこと。
- (4) 本事業は、県と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、県は、作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- (5) 本業務で発生した制作物等の著作権は県に帰属する。
- (6) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (7) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。

8 効果測定及び成果品

(1) 効果測定の実施

本事業に対しての効果測定を実施すること。

効果測定方法及び内容については、企画提案書に方法・目標等を記載すること。

(2) 成果品の作成

①提出物

- ・事業実施報告書（A4カラー冊子）1部

- ・ 効果測定書（A4カラー冊子） 1部
 - ・ 事業実施報告書及び効果測定書を記録した電子媒体）1枚
（電子媒体はCD又はDVD等とし、格納する電子データはMicrosoft Word2016、Microsoft Excel2016、Power Point2016のいずれかにおいて編集可能なファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする）
- ※電子媒体は、本体及びケースに事業名・収納されている電子データ名・納品日・受託者名の項目を記載すること。（下図参照）

②提出期限

令和7年3月31日（月）

③提出先

千葉市中央区市場町1番1号
千葉県商工労働部観光政策課
誘客企画室

